

第2章 主要統計

(1) 審査・審判の審査・審理期間

審査（ファーストアクション期間）

	1999年	2000年	2001年
特許・旧実用新案	19ヶ月	21ヶ月	22ヶ月
意匠	13ヶ月	9ヶ月	9ヶ月
商標	10ヶ月	11ヶ月	11ヶ月

注：ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許（登録）査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間である。

問い合わせ先：調整課、意匠課、商標課

審判

(a) 査定不服（ファーストアクション期間）

	1999年	2000年	2001年
特許・旧実用新案	19ヶ月	19ヶ月	18ヶ月
意匠	32ヶ月	27ヶ月	17ヶ月
商標	24ヶ月	19ヶ月	20ヶ月

注：ファーストアクション期間は、審判請求から、審判官による審理結果の最初の通知（主に審決又は拒絶理由通知書）が請求人等へ発送されるまでの期間である。

(b) 異議（審理期間）

	1999年	2000年	2001年
特許・旧実用新案	11ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
商標	8ヶ月	7ヶ月	9ヶ月

(c) 当事者系（審理期間）

	1999年	2000年	2001年
特許・旧実用新案	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月
意匠	10ヶ月	11ヶ月	11ヶ月
商標	12ヶ月	13ヶ月	12ヶ月

問い合わせ先：審判課